重 要 事 項 説 明 書

人見認定こども園

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	公益財団法人 鉄道弘済会
所 在 地	東京都文京区小石川 1―1―1 文京ガーデンゲートタワー19 階
電話番号	$0\ 3-6\ 2\ 6\ 1-3\ 2\ 9\ 8$
代表者氏名	会長 森本 雄司

2 利用施設

1 47 147				
施	設の	種	類	保育所型認定こども園
施	設の	名	称	人見認定こども園
施言	没の月	近 在	地	函館市人見町9番3号
連	絡		先	Tel 0138-52-5707
管	理		者	園長 上井 雅司
在	園	児	童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未
				満の乳幼児
利	用	定	員	<1号認定子ども>
	(96 名	፭)		満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の
児童 6人				
				<2号認定子ども>
				満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児
				童 57人
			<3号認定子ども>	
				満3歳未満で保育を必要とする児童 33人
開	設 年	月	日	平成29年4月1日(昭和29年10月1日保育所開設)

3 施設の目的

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供いたします。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、 保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。
- (3) 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 運営方針

<保育理念>

「一人ひとりの子どもを大切にし、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育園を 目指す。」

<保育方針>

「子ども達の最善の利益を考え、たくましく生きる力を育む。」

「職員の専門性を高め、環境を整え、子ども達の豊かな人間性と健全な心身の発達を目指す。」

「専門機関と連携を取りながら保護者を支援し、地域に根ざした子育て支援を行う。」

<保育目標>

「丈夫な身体づくり」

「豊かな生活経験をさせ想像力を育てる」

「仲間や自然を大切にし意欲的な子に育てる」

「地域や社会とつながりながらみんなで子育てをする」

5 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷地	敷地全体	2, 741 m ²
	園 庭	1,997.44m²
園 舎	構造	鉄骨コンクリート造2階建
	延べ面積	8 6 2. 1 m²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
ほふく室	1室	
乳児室	1室	つぼみ組(沐浴室・調乳室)
		ちゅうりっぷ組(満1歳児)、たんぽぽ組(満2歳
保育室	5室	児)、すみれ組(満3歳児)、ゆり組(満4歳児)
		ひまわり組 (満5歳児)
遊戯室(ホー	1室	
ル)		
調理室	1室	
育児相談室	1室	おひさまの部屋

6 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員 数	職務の内容	
園長	1名	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対して法令等	
		を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、	
		園児を全体的に把握し、園運営に従事する。	
主任	1名	園長を補佐し、業務を整理し、必要に応じて園児の教	

	育及び保育をつかさどる。	
各1名	園長、主任を補佐し上司の命を受けて業務の一部を整	
	理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。	
園長の定	園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、	
める員数	記録及び家庭連絡などの業務を行う。	
1名	園児の発達段階に応じて、0才児の離乳食、満1歳以	
	上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業	
	務に従事する。	
2名	調理師の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調	
	理する。	
1名	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。	
1名	園庭、園舎の周りの整理を行う。	
1名	園における健康管理に関する専門的事項関し学校保健	
	安全法施行規則23条に基づいて、技術及び指	
1名	導に従事する。	
	園長の定 める員数 1名 2名 1名 1名 1名	

7 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

2 3/////E2 / E /					
認定区分	提供する日	休業日			
1号認定子ども	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日			
		夏季休業 (8月10日から8月16日まで)			
		冬季休業(12月29日から1月4日まで)			
		学年末休業 (3月25日から3月31日まで)			
2号認定子ども	月曜日から土曜日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1			
3号認定子ども		月 3 日)			

8 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間(4時間)	9時00分~13時00分【※1】
2号認定子ども	保育標準時間(11時間)	7時15分~18時15分【※2】
3号認定子ども	保育短時間(8時間)	9 時~17 時【※3】

[※1]

・13 時 00 分を超えて保育を必要とする場合は、延長保育を利用することが出来ます。

[※2]

・18 時 15 分を超えて、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19 時 15 分までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供いたします。

[% 3 **]**

・17 時を超えて、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18 時 15 分までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供いたします。

上記、【※1】【※2】【※3】いずれの場合は、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

9 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育・保育を行うものとします。

(1) 教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という。)に係る園児に対し、当該 支給認定区分に応じて、上記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 障がい児保育

障がいを有する園児に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な 社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

(3) 一時預り保育(一般型保育所タイプ) 家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の一時預り保育を提供します。

(4) 食事の提供

園児の年齢に応じた食事の提供を行います。

- ※ 献立表、食育だよりを毎月発行し、献立や食育についてお知らせしています。
- ※ 食物アレルギーについては、医師の診断書を基に除去食を提供します。
- ※ 全園児、完全給食となります。

10 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担額(保育料)

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額(保育料)を当園にお支払いいただきます。

- (2) 2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育利用者負担 延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。
- (3) 1号認定子どもに係る一時預かり利用者負担

在園する1号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担 していただきます。

11 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数 が、利用定員の総数を超える場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
- (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合
- 2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、抽選、 申込みを受けた順序により決定する方法、本園の保育理念、保育方針等に基づく選考等あら かじめ園長が明示した公正な方法により選考します。

12 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件(保育の必要性の事由)に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) 保育料等の利用者負担金が期限内に納入されないとき。
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

13 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

- (1) 小児科
- (2) 歯科

14 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。

15 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	園長 上井 雅司		
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応。		
園舎の耐火構造	耐火建築物		
防災設備	・自動火災報知機有・誘導灯有・ガス漏れ報知機有・非常警報装置有・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理有		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。		

[第一次避難場所]・・園庭又はこども園 2 階 [※津波の場合]・・隣接道営住宅 6 階 [第二次避難場所(収容)]・・函館中部高校

16 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談•苦情	氏名 主任 杉山 美保
受付担当者	電話番号 0138-52-5707
相談・苦情	氏名 園長 上井 雅司
解決責任者	電話番号 0138-52-5707
第三者委員	
(2名)	

[※]当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。 また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

17 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	災害共済給付制度		
保険の内容	医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給		
保険引受団体	独立行政法人 日本スポーツ振興センター		
保険料	210円(医療費の総額5,000円以上対象)		

[※]父母の会との共催行事等は、当該「災害共済給付制度」の対象となります。

18 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

[別 表]

1. 保育料

1号認定・2号認定・3号認定各子どもに係る市が定める金額

※上記の他に、必要に応じて実費又は実費の一部を負担することがある。

※支払いは、ゆうちょ銀行口座振替とする。

2. 2号認定・3号認定子どもに係る延長保育の利用者負担

ア 保育短時間認定子ども

・17 時 00 分から 18 時 15 分まで 2 2 0 円

イ 保育標準時間認定子ども

18時15分から19時15分まで 300円

3. 一時預かりに係る利用者負担

【一般型】

・利用対象 在園児以外の0歳~5歳の子ども

・利用時間 8時30分から16時30分(8時間)

·利用料金 1日1,800円

(内訳 保育料1,560円/給食おやつ代240円)

【幼稚園型】

・利用対象 在園児のうち1号認定子ども

利用時間 平日 :13時00分から18時15分

土曜日・長期休業日: 9時00分から17時00分

・利用料金 平日 : 1日500円(内訳 保育料500円)

土曜日・長期休業日:1日1,800円

(内訳 保育料1,560円/給食おやつ代240円)

4. 給食費実費徴収

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
	主食代 (お米、光熱費)		
給食費	1,500円	1号・2号認定の	月額6,300円
おやつを含む	副食費(おかず、おやつ)	子ども	万億0,300円
	4,800円		

※支払いはゆうちょ銀行口座振替を基本とする。

※公定価格改定に伴う給食実費徴収金額変更(2024年4月1日)